（変更の許可の申請等）

**第九条**　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三（当該許可の申請に係る衛星リモートセンシング装置がコンステレーション衛星リモートセンシング装置の一部である場合には、様式第一の二）による申請書に、第四条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証を添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、法第七条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、許可証を書き換えて交付するものとする。

3・4　［略］

（認定の申請）

**第二十三条**　法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条及び第二十九条第三項第一号において同じ。）に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第二十九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

［二～四　略］

（変更の認定の申請等）

**第二十九条**　［略］

2　内閣総理大臣は、法第二十二条第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、認定証を書き換えて交付するものとする。

3・4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（変更の許可の申請等）

**第九条**　衛星リモートセンシング装置使用者は、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第四条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証を添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

［項を加える。］

2・3　［同上］

（認定の申請）

**第二十三条**　法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第二十九条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

［二～四　同上］

（変更の認定の申請等）

**第二十九条**　［同上］

［項を加える。］

2・3　［同上］